

新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定第七条に基づく日本国政府とシンガポール共和国政府との間の実施取極

(参考)

新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定第七条に基づく
日本国政府とシンガポール共和国政府との間の実施取極

前文

日本国政府及びシンガポール共和国政府（以下「締約国政府」という。）は、
新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定（以下「基本協定」という。）第七条に従って、
次のとおり協定した。

第一章 税関手続

第一条 第一章における用語

この章の規定の適用上、

- (a) 「税関当局」とは、日本国にあつては財務省、シンガポール共和国（以下単に「シンガポール」という。）にあつては財務省関税消費税庁をいう。

(b) 「関税法令」とは、物品の輸入、輸出及び通過に関し各締約国政府の税関当局が運用し及び執行する法令であつて、関税、手数料及びその他の税に関するもの又は各締約国の関税領域の境界を越える規制物品の移動に関する禁止、制限その他これに類する規制に関するものをいう。

第二条 税関手続に関する合同委員会

1 基本協定第三十九条の規定に基づき、税関手続に関する合同委員会（以下この条において「委員会」という。）の構成を次のとおりとする。

(a) 共同議長として、日本国財務省及びシンガポール財務省関税消費税庁の職員

(b) 日本国については、財務省及び外務省の職員並びに、特例的な場合には、討議される事項に関連する必要な専門知識を有する他の政府職員

(c) シンガポールについては、財務省関税消費税庁の職員及び、特例的な場合には、討議される事項に関連する必要な専門知識を有する他の政府職員

2 委員会は、この取極の効力発生後十二箇月以内に最初の会合を開催する。その後における委員会の会合は、両締約国政府が合意する場所及び頻度で開催される。

第三条 情報通信技術

- 1 両締約国政府の税関当局は、税関手続における情報通信技術の利用を促進する。
- 2 両締約国政府の税関当局は、税関手続の改善のため、情報通信技術の利用に関する情報交換を行う。

第四条 危険度に応じた管理手法

- 1 両締約国間で取引される物品の通関を容易にするため、両締約国政府の税関当局は、引き続き危険度に応じた管理手法を用いる。

- 2 両締約国政府は、セミナー及び研修課程を通じて、第三国における危険度に応じた管理手法の使用及び危険度に応じた管理手法に関する技術の向上を促進するよう努力する。

- 3 両締約国政府の税関当局は、危険度に応じた管理手法に関する技術その他の執行技術に関し情報交換を行う。

第五条 不正取引に対する執行

- 1 両締約国政府の税関当局は、税関官署での通関における不正な薬物その他の禁制品の取引に対する執行に関し、協力及び情報交換を行う。

2 両締約国政府は、税関官署での通関における不正な薬物その他の禁制品の取引の取締りのため、関税協力理事会の下での地域的な協力を促進するよう努力する。

第六条 知的所有権

両締約国政府の税関当局は、知的所有権の侵害の疑いに関連して解放を停止されている物品について、協力及び情報交換を行う。

第七条 第一章の下での情報交換

1 各締約国政府は、この章の規定に従って他方の締約国政府から秘密として提供されたあらゆる情報の秘密を保持する。ただし、当該他方の締約国政府が情報の開示に同意した場合には、この限りでない。

2 各締約国政府は、秘密の保持又は情報の使用目的の制限に関して自己の要請する保証を他方の締約国政府から得ることができない場合には、当該他方の締約国政府に提供する情報を限定することができる。

3 第五条1又は前条の規定に基づき一方の締約国政府の税関当局から他方の締約国政府の税関当局に提供された情報は、当該他方の締約国政府の税関当局による自国の関税法令に基づく職務の遂行のためにのみ使用される。

4 この章の規定に従って提供された情報は、提供を受けた締約国政府によって裁判所又は裁判官の行う刑事手続に使用されてはならない。

5 この章の規定に基づき一方の締約国政府が入手した情報が裁判所又は裁判官の行う刑事手続において提供されることが必要とされる場合には、当該一方の締約国政府は、外交上の経路又は他方の締約国の国内法に定める経路を通じ、当該他方の締約国政府に対して当該情報を提供するように要請する。当該他方の締約国政府は、当該一方の締約国政府が示す正当な期限内に迅速かつ好意的に回答を行うよう最善の努力を払う。

6 この章の他のいかなる規定にもかかわらず、一方の締約国政府は、自国の法令によって禁止されている場合又は自己の重要な利益と両立しないと認める場合には、他方の締約国政府に情報を提供することを要しない。

第二章 貿易取引文書の電子化

第八条 貿易取引文書の電子化に関する合同委員会

1 基本協定第四十四条の規定に基づき、貿易取引文書の電子化に関する合同委員会（以下この条において

「委員会」という。)の構成を次のとおりとする。

- (a) 共同議長として、日本国経済産業省及びシンガポール貿易開発庁の上級職員
- (b) 日本国については、経済産業省、外務省及び財務省の職員並びに討議される事項に関連する必要な専門知識を有する他の政府職員

- (c) シンガポールについては、シンガポール貿易開発庁の職員及び討議される事項に関連する必要な専門知識を有する他の政府職員

- 2 両締約国政府以外の関連団体の代表者（民間部門からの代表者を含む。）であつて、討議される事項に関連する必要な専門知識を有するものは、いずれかの締約国政府からの招請により委員会に参加することができる。

- 3 委員会の議題には、次に関する事項を含めることができる。

- (a) 両締約国間の貿易取引文書の電子化の実現及び促進のために行われる協力活動の方向を定めること。
- (b) 基本協定第四十二条及び第四十三条の規定に基づき、貿易取引文書の電子化の実現及び促進の進捗^{ちよく}状況を検討すること並びに基本協定第四十二条に規定する設備を通じ両締約国の企業間で交換される電子

的な貿易取引情報及び関係文書上の内容を電子的方式により入力したものを、各締約国政府の貿易規制当局が補助的なものとして受け入れることの準備状況について検討すること。

4 委員会は、この取極の効力発生後十二箇月以内に最初の会合を開催する。その後における委員会の会合は、両締約国政府が合意する頻度で開催される。

第三章 自然人の移動

第九条 職業上の技能に関する相互承認に関する合同委員会

1 基本協定第九十四条の規定に基づき、職業上の技能に関する相互承認に関する合同委員会（以下この条において「委員会」という。）の構成を次のとおりとする。

(a) 共同議長として、日本国外務省及びシンガポール貿易産業省の上級職員

(b) 日本国については、外務省の職員及び討議される事項に関連する必要な専門知識を有する他の政府職員

(c) シンガポールについては、貿易産業省の職員及び討議される事項に関連する必要な専門知識を有する

他の政府職員

2 両締約国政府以外の関連団体の代表者（民間部門からの代表者を含む。）であつて、討議される事項に関連する必要な専門知識を有するものは、いずれかの締約国政府からの招請により委員会に参加することができる。

3 委員会は、この取極の効力発生後十二箇月以内に最初の会合を開催する。その後における委員会の会合は、両締約国政府が合意する頻度で開催される。

第四章 知的所有権

第十条 知的所有権に関する合同委員会

1 基本協定第九十七条の規定に基づき、知的所有権に関する合同委員会（以下この条において「委員会」という。）の構成を次のとおりとする。

(a) 共同議長として、日本国特許庁（以下この章において「特許庁」という。）及びシンガポール知的所有権庁（以下この章において「IPPOS」という。）の上級職員

(b) 日本国については、特許庁及び外務省の職員並びに討議される事項に関連する必要な専門知識を有する他の政府職員

(c) シンガポールについては、IPOSの職員及び討議される事項に関連する必要な専門知識を有する他の政府職員

2 両締約国政府以外の関連団体の代表者（民間部門からの代表者を含む。）であつて、討議される事項に関連する必要な専門知識を有するものは、いずれかの締約国政府からの招請により委員会に参加することができる。

3 委員会は、この取極の効力発生後十二箇月以内に最初の会合を開催する。その後における委員会の会合は、両締約国政府が合意する頻度で開催される。

第十一条 所定特許機関としての特許庁の指定

シンガポール政府は、基本協定第九十八条の規定に従い、日本国において出願された特許出願に対応するシンガポールにおける特許出願の特許付与手続を、シンガポールの特許法（第二百二十一章）及びその規則に従い日本国における特許出願に関する情報を出願人がIPOSに提供する場合において円滑化するため、特許庁を同法及びその規則に定める所定特許機関に指定する。

第十二条 データベースへのアクセス

1 両締約国政府は、基本協定第九十九条の規定に従い、関係ウェブサイトの構造いかにかわりなく、シンガポールの「サーフIP」（知的所有権に関するIPOSのポータル）と日本国の知的所有権データベース（特許庁の特許電子図書館（以下この条において「IPDL」という。）のウェブサイト上に維持されているもの）との間及びIPDLのウェブサイトとIPOSが所有する「eパテント」データベースとの間の直接のアクセスを可能とする接続手段を設ける。

2 特許庁は、IPDLウェブサイトから「サーフIP」への通信接続手段を設けるため、同庁のウェブサイトにサーフIPの検索用見出しを設置する。

3 1の規定の実施は、次の条件によるものとする。

(a) IPOSは、IPDLのデータベース中の情報へのアクセスを「サーフIP」ウェブサイトの提供する有料サービスの一部としないことに同意する。このことは、IPOSが、IPDLデータベースに含まれる発明の名称、日付及び文書番号その他の書誌情報を「サーフIP」ウェブサイトのサーバーに蓄積することに対して利用者に料金を課することを妨げるものではない。

(b) 各庁は、自らのデータベースの過負荷により情報サービスの運用が途絶することを回避するため、必

要な場合はいつでも、他方の庁のウェブサイトからの要求による自らのデータベースのデータの伝送を制限することができる。

(c) 各庁は、自らのウェブサイトに関し、データ保全を確保し及びいずれかのウェブサイトの利用者による他方の庁のデータベースへの不正なアクセスを防止するための適当な措置をとる。

4 3の「庁」とは、特許庁又はIPOSをいう。

第十三条 専門家の研修及び交流

両締約国政府は、基本協定第九十六条の規定に従い、特に特許仲介及び特許地図の作製を含む特許分野に関するものその他知的所有権に関するそれぞれの政策及び経験についての相互理解の促進に寄与することを目的として、知的所有権の分野における専門家の研修及び交流を共同で実施する。

第十四条 ワークショップ及び見本市

両締約国政府は、基本協定第九十六条の規定に従い、相互に合意する場所及び時期において知的所有権の分野におけるワークショップ及び見本市を共同で開催するために協力することができる。

第五章 競争

第十五条 第五章の目的

この章は、基本協定第百四条に規定する協力の実施を目的とする。

第十六条 第五章における用語

この章の規定の適用上、

(a) 「連絡官庁」とは、次のものをいう。

(i) 日本国については、公正取引委員会

(ii) シンガポールについては、貿易産業省

(b) 「反競争的行為」とは、各締約国の競争法により罰則又は排除に係る措置の対象とされる行動又は取引をいう。

(c) 「競争法」とは、次のものをいう。

(i) 日本国については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）並びにその実施について定める命令及び規則

(ii) シンガポールについては、電気通信法（第二百二十三章）に基づく電気通信サービスの提供におけ

る競争の実施規則、二千一年の電気法（二千一年法律第十号）第八章「競争」及び二千一年のガス法（二千一年法律第十一号）第九章「競争」

(d) 「実施当局」とは、次のものをいう。

(i) 日本国については、公正取引委員会

(ii) シンガポールについては、電気通信の分野においてはシンガポール情報通信開発庁、電気及びガスの分野においてはシンガポールエネルギー市場庁

(e) 「執行活動」とは、締約国政府の実施当局が自国の競争法に基づいて行うすべての審査、捜査その他の手続であつて、次のものに該当しないものをいう。

(i) 事業活動の監視又は通常の届出、報告若しくは申請の審査

(ii) 全般的な経済概況又は特定産業の概況についての調査研究活動

(iii) 刑事手続

(f) 「重要な利益」とは、この章の規定に基づく協力活動を行う締約国政府が重要と認める利益をいう。

第十七条 通報

1 各締約国政府は、他方の締約国政府の重要な利益に影響を及ぼすことがあると認める自国政府の執行活動について、当該他方の締約国政府に通報する。

2 他方の締約国政府の重要な利益に影響を及ぼすことがある執行活動は、次のものを含む。

- (a) 当該他方の締約国政府の執行活動に関連する執行活動
- (b) 当該他方の締約国の国民又は当該他方の締約国の領域における関係法令に基づいて設立され若しくは組織された会社若しくは団体に対して行われる執行活動
- (c) 企業結合以外の反競争的行為であつて、その実質的な部分が当該他方の締約国の領域において行われるものに関する執行活動
- (d) 企業結合であつて、当事者の一若しくは二以上又は当事者の一若しくは二以上を支配する会社が当該他方の締約国の領域における関係法令に基づいて設立され又は組織された会社である場合に関する執行活動

(e) 当該他方の締約国政府が要求し、奨励し又は承認したものと一方の締約国政府が認める行為に関する執行活動

(f) 当該他方の締約国の領域における行為を要求し又は禁止する排除に係る措置を含む執行活動

3 1の規定による通報は、一方の締約国政府の連絡官庁が、他方の締約国政府の重要な利益を考慮して、できる限り速やかに行う。

4 通報の内容には、詳細（当該通報を行う締約国政府の判断として、当該通報を受ける締約国政府がその重要な利益への影響について当初の評価を行う上で十分と認められるものとする。）を含める。

5 各締約国政府は、次のことを行う。

(a) 自国の競争法の改正及び反競争的行為を規制する新たな法令の制定について他方の締約国政府に速やかに通報すること。

(b) 自国の競争法に関連して発出し及び公表したガイドライン又は政策声明の写しを他方の締約国政府に提供すること。

第十八条 第五章の下での情報交換

各締約国政府は、自国の法令及び自国政府の重要な利益に適合する限りにおいて、かつ、自己の合理的に利用可能な資源の範囲内において、次のことを行うよう努力する。

(a) 他方の締約国の領域における競争に対しても悪影響を及ぼす可能性があると認める反競争的行為に係る自己の執行活動につき、他方の締約国政府に通報すること。

(b) 反競争的行為に関する重要な情報（自己が保有し、かつ、その注意の対象となっているものに限る。）であつて、他方の締約国政府の執行活動に関連し又はその執行活動を正当化することがあると認めるものを、当該他方の締約国政府に提供すること。

(c) 要請に応じ、かつ、この章の規定に従い、自己の保有する情報であつて他方の締約国政府の執行活動に関連するものを、当該他方の締約国政府に提供すること。

第十九条 技術支援

各締約国政府は、反競争的行為を規制する法令の効果的な運用及びその制定のため、他方の締約国政府に対し技術支援を行うことができる。

第二十条 情報の提供に関する条件

1 この章の規定に従つて一方の締約国政府から他方の締約国政府に提供された情報は、当該一方の締約国政府が別段の承認を与える場合を除くほか、

(a) 当該情報を入手した締約国政府の実施当局により当該締約国の競争法の効果的な執行のためにのみ使用される。

(b) 第三者に伝達されてはならない。

2 各締約国政府は、この章の規定に従って他方の締約国政府から秘密として提供されたあらゆる情報の秘密を保持する。ただし、当該他方の締約国政府が情報の開示に同意した場合には、この限りでない。

3 各締約国政府は、秘密の保持又は情報の使用目的の制限に関して自己の要請する保証を他方の締約国政府から得ることができない場合には、当該他方の締約国政府に提供する情報を限定することができる。

4 この章の他のいかなる規定にもかかわらず、一方の締約国政府は、自国の法令によって禁止されている場合又は自己の重要な利益と両立しないと認める場合には、他方の締約国政府に情報を提供することを要しない。

第二十一条 刑事手続における情報の使用

1 この章の規定に従って提供された情報は、提供を受けた締約国政府によって裁判所又は裁判官の行う刑事手続に使用されてはならない。

2 この章の規定に基づき一方の締約国政府が入手した情報が裁判所又は裁判官が行う刑事手続において提供されることが必要とされる場合には、当該一方の締約国政府は、外交上の経路又は他方の締約国の国内法に定める経路を通じ、当該他方の締約国政府に対して当該情報を提供するよう要請する。当該他方の締約国政府は、当該一方の締約国政府が示す正当な期限内に迅速かつ好意的に回答を行うよう最善の努力を払う。

第二十二條 第五章の適用範圍

1 第十七條及び第十八條の規定は、電気通信、ガス及び電氣の分野についてのみ適用する。

2 両締約国政府は、反競争的行為を規制する新たな法令が制定された場合であつて、いずれかの締約国政府の要請があるときは、1に定める協力の範圍の拡大のためにこの章の規定を改正することの要否を検討するため、相互に協議する。

第二十三條 見直し及び協力の拡大

1 両締約国政府は、この取極の効力発生後三年以内に、第十七條及び第十八條の規定に基づく協力について見直しを行う。

2 1に規定する見直しに当たっては、両締約国政府は、この章の規定に基づく協力を拡大し、次のいずれかに掲げる活動を行うことについて検討を行うことができる。

(a) 執行活動の調整

(b) 積極礼讓

(c) 消極礼讓

3 2の規定によるいかなる協力の拡大も、両締約国の関係競争法令及び両締約国政府の利用可能な資源の範囲内で行われる。

第二十四条 第五章の下での協議

両締約国政府は、この章の規定の適用に関して生ずることのあるいかなる事項についても、必要に応じ協議することができる。

第二十五条 連絡

第十七条及び第十八条の規定による連絡は、両締約国政府の実施当局間において、連絡官庁を通じて直接これを行うことができる。ただし、第十七条の規定による通報は、外交上の経路を通じ、書面によって確認

されなければならない。その確認は、該当する連絡が両締約国政府の連絡官庁間において行われた後できる限り速やかに行われるものとする。

第六章 金融サービスに関する協力

第二十六条 証券市場及び証券派生商品市場に関する情報の共有

1 この条は、それぞれの締約国の証券市場及び証券派生商品市場に関する情報の共有における両締約国政府の権限のある当局の間の協力を通じて、各締約国の証券法の効果的な執行に寄与することを目的とする。

2 この条の規定の適用上、

(a) 「権限のある当局」とは、日本国については金融庁をいい、シンガポールについてはシンガポール通貨監督庁をいう。

(b) 「証券法」とは、日本国については証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）をいい、シンガポールについては証券業法（第二百八十九章）をいう。

3 いずれか一方の締約国政府の権限のある当局は、他方の締約国政府の権限のある当局の要請がある場合

であつて、自己（必要に応じ、自己の政府）が必要かつ適當と認めるときは、他方の締約国の証券法の効果的な執行のため必要とされる情報を、当該他方の締約国政府の権限のある当局に提供する。

4 この条の規定に従つて提供された情報は、提供を受けた締約国政府によつて裁判所又は裁判官の行う刑事手続に使用されてはならない。

5 この条の規定に基づき一方の締約国政府が入手した情報が裁判所又は裁判官の行う刑事手続において提供されることが必要とされる場合には、当該一方の締約国政府は、外交上の経路又は他方の締約国の国内法に定める経路を通じ、当該他方の締約国政府に対して当該情報を提供するように要請する。当該他方の締約国政府は、当該一方の締約国政府が示す正当な期限内に迅速かつ好意的に回答を行うよう最善の努力を払う。

6 この条の規定に従つて一方の締約国政府の権限のある当局により提供された情報は、他方の締約国政府により、当該他方の締約国の証券法の効果的な執行のためにのみ使用される。

7 各締約国政府は、他方の締約国政府が情報の開示に同意する場合を除くほか、この条の規定に従つて当該他方の締約国政府の権限のある当局から秘密として提供されたあらゆる情報の秘密を保持する。もつと

も、この7の規定は、情報を入手した締約国政府が自国の法令に基づき義務付けられている限度において、情報が開示されることを妨げるものではない。この場合において、当該締約国政府は、当該情報開示について当該他方の締約国政府に可能な限り事前に通報する。

8 両締約国政府は、必要に応じ、この条の規定の適用に関して生ずることのあるいかなる事項を処理するためにも、外交上の経路を通じて協議することができる。

9 この条の規定を実施するための詳細な取決めは、両締約国政府の権限のある当局の間で行う。

第二十七条 金融サービスに関する協力に関する合同委員会

1 基本協定第百十一条の規定に基づき、金融サービスに関する協力に関する合同委員会（以下この条において「委員会」という。）の構成を次のとおりとする。

- (a) 共同議長として、日本国金融庁及びシンガポール通貨監督庁の上級職員
- (b) 日本国については、金融庁、外務省及び財務省の職員並びに、適当な場合には、討議される事項に関連する必要な専門知識を有する他の政府職員並びに日本銀行の代表者
- (c) シンガポールについては、シンガポール通貨監督庁の職員及び、適当な場合には、討議される事項に

関連する必要な専門知識を有する他の政府職員

2 基本協定第百十一条2の規定に基づく作業部会は、適当な場合には、委員会に代表を派遣していない権限のある当局の代表者及び民間部門からの代表者を招請し、意見を聴くことができる。

3 委員会及び作業部会の議題には、次に関する事項を含めることができる。

(a) 金融部門における技術革新によってもたらされた国境を越える金融取引の急速な拡大に伴う最近の不確実な傾向に対応するための全般的な政策要件

(b) 各締約国政府の金融機関に対する規制監督に関する政策

(c) 他方の締約国において業務を行う一方の締約国の金融機関に対する監督及び検査

(d) インターネットを通じた金融サービス取引に対する規制及び監視

(e) 特に次の事項に考慮を払った両締約国の金融市場及び金融基盤の発展（両締約国の金融部門の間における民間部門協力に資する環境の整備を含む。）

(i) 両締約国の資本市場の間の証券及び派生商品の国境を越える効率的な取引を促進するための規制問

題及び関連事項

(ii) 金融機関間の取引並びに企業及び個人間の取引のための両締約国間の清算及び決済システムの安全性及び効率性を向上させる方法

(f) アジアにおける安定的かつ機能的な金融市場（資本市場を含む。）の発展を促進するための協力であつて、円の役割及びアジア域内各国通貨建ての国内債券市場の役割を考慮に入れて行うもの（深みがあり流動性に富んだ当該域内の債券市場の発展を促進するための共同事業を含む。）

(g) 金融サービスの分野における第三国に対する技術支援の供与に係る協力

4 委員会は、この取極の効力発生後十二箇月以内に最初の会合を開催する。その後における委員会の会合及び作業部会の会合は、少なくとも年一回及び委員会が適当又は必要と考えるときはいつでも、日本国及びシンガポールにおいて交互に開催される。

第七章 情報通信技術

第二十八条 第七章の下での具体的な協力の分野

基本協定第百十三条2の規定に基づき、両締約国政府が情報通信技術分野において重要と認める協力の分野を次のとおりとする。

- (a) 公開鍵基盤の相互運用性
- (b) 個人情報保護
- (c) 双方向広帯域マルチメディア・サービス
- (d) 高度電気通信ネットワーク
- (e) 情報通信技術部門における競争の促進のための規制戦略
- (f) 電子政府
- (g) 技術者の能力に関する標準
- (h) 郵便サービス
- (i) 情報格差の是正

第二十九条 認証事業者の認定又は承認の手続の円滑化

1 この条の規定の適用上、

- (a) 「認証事業者」とは、公開鍵基盤に基づいて、電子署名を行った者を確認するために用いられる事項が当該者に係るものであることを証明する認証サービスの提供者をいう。

(b) 「シンガポールの認証事業者」とは、シンガポールの電子取引法（第八十八章）及びその規則（以下この条において「電子取引法」という。）に基づく免許を受けたシンガポール領域内にある認証事業者をいう。

(c) 「日本国の認証事業者」とは、日本国の電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）並びにこれに基づく命令及び規則（以下この条において「電子署名法」という。）に基づく認定を受けた日本国領域内にある認証事業者をいう。

2 両締約国政府は、両締約国間の公開鍵基盤の相互運用性を高める上で好ましい環境を創出するために努力する。

3 シンガポールの認証事業者が電子署名法に基づいて認定を受ける手続及び日本国の認証事業者が電子取引法に基づいて承認を受ける手続を円滑にするため、

(a) 日本国政府は、シンガポールの認証事業者が電子署名法に基づく認定を申請した場合には、電子署名法の定めにより、当該シンガポールの認証事業者に対する実地の調査を免除する。

(b) シンガポール政府は、日本国の認証事業者が電子取引法に基づく承認を申請した場合には、電子取引

法の定めにより、当該日本国の認証事業者に対する実地の調査を免除する。

4 各締約国政府は、3に規定する認定又は承認を受けるための要件を他方の締約国政府に通報する。各締約国政府は、認証事業者の認定又は承認に関する当該締約国の法令の変更を他方の締約国政府に通報する。

5 両締約国政府は、認証事業者の認定又は承認に関する両締約国の法令に関連する情報を両締約国内の公衆に提供するために協力する。

6 この条の規定に基づく協力は、この取極の効力発生後六箇月以内に開始する。

第三十条 情報通信技術に関する合同委員会

1 基本協定第百十四条の規定に基づき、情報通信技術に関する合同委員会（以下この条において「委員会」という。）の構成を次のとおりとする。

(a) 共同議長として、日本国外務省及びシンガポール情報通信開発庁の上級職員

(b) 日本国については、外務省、総務省及び経済産業省の職員並びに、適当な場合には、討議される事項に関連する必要な専門知識を有する他の政府職員

(c) シンガポールについては、シンガポール情報通信開発庁の職員及び、適当な場合には、討議される事項に関連する必要な専門知識を有する他の政府職員

2 両締約国政府以外の関連団体の代表者（民間部門からの代表者を含む。）であつて、討議される事項に関連する必要な専門知識を有するものは、いずれかの締約国政府からの招請により委員会に参加することができる。

3 委員会は、この取極の効力発生後十二箇月以内に最初の会合を開催する。その後における委員会の会合は、両締約国政府が合意する頻度で開催される。

第八章 科学技術

第三十一条 第八章の下での協力の分野及び形態

基本協定第百十六条の規定に基づき、

(a) 政府間活動の分野を次のとおりとする。

(i) 生命科学

(ii) 環境

(iii) 産業発展のための基礎の提供に適した先端技術

(b) 政府間活動の形態を次のとおりとする。

(i) 情報及びデータの交換

(ii) 共同セミナー、ワークショップ及び会合

(iii) 科学者、技術者その他の専門家の訪問及び交流

(iv) 共同計画の実施

第三十二条 科学技術に関する合同委員会

1 基本協定第百十七条の規定に基づき、科学技術に関する合同委員会（以下この条において「委員会」という。）の構成を次のとおりとする。

(a) 共同議長として、日本国外務省及びシンガポール科学技術研究庁の上級職員

(b) 討議される事項に関連する必要な専門知識を有する他の政府職員

2 両締約国政府以外の関連団体の代表者（民間部門からの代表者を含む。）であつて、討議される事項に関連する必要な専門知識を有するものは、いずれかの締約国政府からの招請により委員会に参加することが

できる。

3 委員会は、この取極の効力発生後十二箇月以内に最初の会合を開催する。その後における委員会の会合は、両締約国政府が合意する頻度で、日本国及びシンガポールにおいて交互に開催される。

第九章 人材養成

第三十二条 政府職員の交流のための計画

基本協定第二百二十四条の規定に基づき、両締約国政府は、それぞれの締約国政府の政策に関する相互理解を増進することを目的として、両締約国政府の職員の交流のための計画（以下この章において「計画」という。）を実施する。

第三十四条 計画の実施手続

計画は、次の規定に従い実施する。

(a) 一方の締約国政府の省庁（以下この章において「派遣省庁」という。）は、計画に参加する当該省庁の職員（以下この章において「職員」という。）を選定し、外交上の経路を通じて、他方の締約国政府の省庁（以下この章において「受入省庁」という。）への職員の派遣の意向を有することを通報する。

- (b) 受入省庁は、当該計画への職員の参加についての立場を、外交上の経路を通じて表明する。派遣省庁及び受入省庁は、職員の当該計画への参加について、相互の合意により決定を行う。
- (c) 派遣省庁及び受入省庁は、次条及び第三十六条の規定を考慮しつつ、開始日及び期間その他職員の当該計画への参加のために必要な詳細について、外交上の経路を通じて協議する。
- (d) 職員の当該計画への参加は、相互に合意する条件の下において行う。

第三十五条 実施条件

- 1 派遣側の締約国政府は、職員に対し次の条件を遵守させるために必要な措置をとる。
 - (a) 受入側の締約国の関係法令に従うこと及び職員の活動に係る受入省庁による関連の指示に反する行動を正当な理由なくとらないこと。
 - (b) 計画に参加中に、いかなる政府のためにも諜報^{ちようほう}に関連する活動を行わないこと。
 - (c) 受入省庁が職員に対して開示されていないと通告するいかなる情報をも漏えいしないこと。
- 2 派遣省庁は、職員を受入側の締約国に派遣する前に、職員が1(a)から(c)までに規定する条件に従うことに同意する旨を記載し、その署名を付した文書を、外交上の経路を通じて受入省庁あてに送付する。当該

条件に従わないことは、これを職員の当該計画への参加を打ち切る理由とすることができる。

- 3 受入側の締約国政府は、職員の給与及び手当並びに旅費、滞在費その他職員の必要経費についての責任を負わない。

第三十六条 配置の考慮及び査証

- 1 受入省庁は、職員が派遣省庁において関係していた事項と本質的に同様の事項に関係する適切な部署に職員を置くことを確保し、また、職員を受入省庁の同僚と共に執務できる環境に置くことにつき、最大限の努力を払う。その際に、職員の言語能力、関心事項、専門分野、背景となる知識、受入省庁における一定の情報の秘密保全の必要性その他の要素を考慮する。

- 2 受入側の締約国政府は、計画が可能な限り迅速に、かつ、支障なく実施できるように、必要に応じて適切な査証又は労働許可を職員に発給する。

第三十七条 評価

両締約国政府は、必要に応じ、計画及びこの章の規定の実施状況について評価を行う。

第三十八条 第九章の下での協議

両締約国政府は、この章の規定の実施から又はこの章の規定の実施に関連して生ずることのあるいかなる事項に関しても、必要に応じ相互に協議する。

第十章 貿易及び投資の促進

第三十九条 第十章の規定の実施に係る団体及び協力活動

1 基本協定第二百二十七条1の規定に基づき、日本貿易振興会（以下次章までにおいて「振興会」という。）とシンガポール貿易開発庁（以下この章において「TDB」という。）との間の取決めに従って行われる両者間の協力を、同条1に規定する協力として特定する。振興会とTDBとの間の協力には、次のことを含む。

- (a) 情報通信技術分野、電子分野、物流分野その他の分野を含む高度成長分野に焦点を当て、産業別使節団の派遣及びセミナーを共同で行うこと。
- (b) いずれかの第三国における貿易及び投資の環境並びに事業機会についての研究及び調査を行うために、両締約国の事業者及び専門家から構成される当該第三国への事業調査団の派遣を共同で行うこと。
- (c) 事業関係の構築に関心を有する両締約国の企業のデータベースを、電気通信回線による接続を通じて

共有すること。

2 両締約国政府は、適当な場合には、振興会とTDBとの間の1の協力を促進する。

第四十条 貿易及び投資の促進に関する合同委員会

1 基本協定第二百二十八条の規定に基づき、貿易及び投資の促進に関する合同委員会（以下この条において「委員会」という。）の構成を次のとおりとする。

- (a) 共同議長として、日本国経済産業省及びTDBの上級職員
- (b) 日本国については、経済産業省及び外務省の職員、討議される事項に関連する必要な専門知識を有する他の政府職員並びに振興会の代表者

(c) シンガポールについては、TDBの職員及び討議される事項に関連する必要な専門知識を有する他の政府職員

2 両締約国政府以外の関連団体の代表者（民間部門からの代表者を含む。）であつて、討議される事項に関連する必要な専門知識を有するものは、いずれかの締約国政府からの招請により委員会に参加することができる。

3 委員会は、この取極の効力発生後十二箇月以内に最初の会合を開催する。その後における委員会の会合は、両締約国政府が合意する頻度で開催される。

第十一章 中小企業

第四十一条 第十一章の規定の実施に係る団体及び協力活動

1 基本協定第三百十条1の規定に基づき、振興会とシンガポール生産性標準庁（以下この章において「PSB」という。）との間の取決めに従って行われる両者間の協力を、同条1に規定する協力として特定する。振興会とPSBとの間の当該協力には、次のものを含む。

- (a) 事業取引あつせん事業を通じた両締約国の中小企業間の事業提携の促進
- (b) 日本国の中小企業がシンガポールにおいて事業を展開するための努力及びシンガポールの中小企業が日本国において事業を展開するための努力を促進するための、情報の一括提供サービスの開発
- (c) 振興会のビジネス・サポート・センターのシンガポールにおける設立

2 両締約国政府は、適当な場合には、振興会とPSBとの間の1に規定する協力を促進する。

第四十二条 中小企業に関する合同委員会

1 基本協定第三百二十二条の規定に基づき、中小企業に関する合同委員会（以下この条において「委員会」という。）の構成を次のとおりとする。

(a) 共同議長として、日本国経済産業省及びPSBの上級職員

(b) 日本国については、経済産業省及び外務省の職員、討議される事項に関連する必要な専門知識を有する他の政府職員並びに振興会の代表者

(c) シンガポールについては、PSBの職員及び討議される事項に関連する必要な専門知識を有する他の

政府職員

2 両締約国政府以外の関連団体の代表者（民間部門からの代表者を含む。）であつて、討議される事項に関連する必要な専門知識を有するものは、いずれかの締約国政府からの招請により委員会に参加することができる。

第十二章 放送

第四十三条 放送に関する合同委員会

1 基本協定第三百二十五条の規定に基づき、放送に関する合同委員会（以下この条において「委員会」とい

う。)の構成を次のとおりとする。

(a) 共同議長として、日本国総務省及びシンガポール情報通信芸術省の上級職員
(b) 日本国については、総務省及び外務省の職員並びに、適当な場合には、討議される事項に関連する必要な専門知識を有する他の政府職員

(c) シンガポールについては、情報通信芸術省及びシンガポール放送庁の職員並びに、適当な場合には、討議される事項に関連する必要な専門知識を有する他の政府職員

2 委員会は、この取極の効力発生後十二箇月以内に最初の会合を開催する。その後における委員会の会合は、両締約国政府が合意する頻度で、日本国及びシンガポールにおいて交互に開催される。

第十三章 観光

第四十四条 観光に関する合同委員会

1 基本協定第百三十八条の規定に基づき、観光に関する合同委員会（以下この条において「委員会」という。）の構成を次のとおりとする。

(a) 共同議長として、日本国国土交通省及びシンガポール政府観光局の上級職員

(b) 日本国については、国土交通省及び外務省の職員、討議される事項に関連する必要な専門知識を有する他の政府職員並びに国際観光振興会の代表者

(c) シンガポールについては、シンガポール政府観光局の職員及び討議される事項に関連する必要な専門知識を有する他の政府職員

2 両締約国政府以外の関連団体の代表者（民間部門からの代表者を含む。）であつて、討議される事項に関連する必要な専門知識を有するものは、いずれかの締約国政府からの招請により委員会に参加することができる。

3 委員会は、この取極の効力発生後十二箇月以内に最初の会合を開催する。その後における委員会の会合は、両締約国政府が合意する頻度で開催される。

第十四章 紛争の回避及び解決

第四十五条 第三の仲裁人の選定に関する合意された手続

基本協定第百四十三条に基づき、両締約国政府は、同条4に規定する第三の仲裁人の選定のためのくじに關して、次の手続に従うことに合意する。

- (a) この条の規定の適用上、「要請を行う締約国政府」とは、基本協定第百四十三条に基づく仲裁裁判所の設置を要請する締約国政府をいい、「要請を受けた締約国政府」とは、他方の締約国政府をいう。
- (b) 両締約国政府の別段の合意がある場合を除くほか、くじは、両締約国政府の代表の立会いの下に、要請を受けた締約国政府の国内において行われる。
- (c) 要請を受けた締約国政府は、十通の封印された封筒が入った容器を用意する。封筒には、同条4の規定に従って作成された両締約国の名簿に記載された者の氏名がそれぞれ一つずつ対応して入れられることとする。
- (d) 要請を行う締約国政府の代表は、無作為に、かつ、封筒の封印が開かれるまで当該封筒に対応する者を識別できない状態において、容器から封筒を一通取り出す。
- (e) 同条の規定の適用上、要請を行う締約国政府の代表が取り出した封筒に対応する者が、第三の仲裁人となる。
- (f) くじの後、容器及び容器に残った封筒は、要請を受けた締約国政府の代表の立会いの下に、要請を行う締約国政府の代表によって確認を受ける。

第十五章 最終規定

第四十六条 実施

この取極は、両締約国政府により、基本協定及びそれぞれの締約国において効力を有する法令に従って、かつ、両締約国政府の利用可能な資源の範囲内で実施される。

第四十七条 見出し

この取極中の章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この取極の解釈に影響を及ぼすものではない。

第四十八条 効力の発生

この取極は、基本協定の効力発生時に効力を生じ、基本協定が有効である限り効力を有する。両締約国政府は、いずれかの締約国政府の要請に基づき、この取極の改正について相互に協議する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの取極に署名した。

一千九百二十二年一月十三日にシンガポールで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書一通を作成した。
解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために

小泉純一郎

シンガポール政府のために

ゴー・チヨク・トン